

第56回「福祉相撲号」贈呈の基準

1 . 贈呈先

- (1) 障害児・者福祉や、高齢者福祉の業務を行っている社会福祉法人であること。
特定非営利活動（NPO）法人は除く。
- (2) 原則として、国・公立、及びそれに準ずるものを除く。
- (3) これまでに「福祉相撲号」を贈呈されたことのある団体は除く。
- (4) 「2 . 贈呈車両の用途」に該当する事業を行っている施設・団体を対象とする。

2 . 贈呈車両の用途

- (1) 障害児・者福祉関係（ア～ウのいずれかにあてはまること）
 - ア、在宅障害児・者の巡回療育相談に活用することを主目的とし、その社会福祉法人の所在している市町村全域、または近隣周辺を含めた広域で、年間を通じて計画的に実施されること。
 - イ、入所している障害児・者のための療育・訓練・サービス活動などに有効に活用されること。
 - ウ、通所する障害児・者の送迎に活用されること。
- (2) 高齢者福祉関係（ア、イのいずれかにあてはまること）
 - ア、在宅高齢者サービス、デイサービスなど移動困難な高齢者のために活用することを主目的とする。
 - イ、高齢者のリハビリテーションや地域交流活動などに有効に活用されること。

【参考】 必須条件ではありません。

これまでの贈呈先の申請理由としては

自然災害などにより、使用していた車両が急に使用できなくなったなど緊急性が高いこと。
サービス対象地域の広さに比して、所有台数が少ないなど車両の不足感の大きいこと。
新しいサービスを行うために、車両が必要となること。

などが多いです。

3 . 贈呈車種

ミニバンタイプ：日産セレナ（スライドアップシート）

4 . 申請にあたって

各項目について、なぜ必要としているのかが分かるようにできるだけ具体的に記載してください。

- ア. 「事業体の主たる業務内容」 その中での車両を必要とする事業の位置づけ
- イ. 「現在の車の保有状況と利用者数」 何台で何人の利用者が使用しているか
- ウ. 「推薦理由」 なぜ車を必要としているのか、どのように利用するのかなど具体的に
- エ. 「維持管理体制」 車庫、運転手、維持管理費の確保、管理運用の委託の有無など

5 . 贈呈時期

2024年3月中に、各施設に納車予定。

（半導体不足などの影響で、納車が遅れる場合もあります。）

6 . 贈呈団体必要経費

諸経費（法定費用、登録諸費用）は贈呈先団体の負担となります。